

(様式2)

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）の概要

1 条例制定の背景・目的

- (1) 本市は、2050年カーボンニュートラル及び再生可能エネルギー導入の促進を目指す中、地域内の消費エネルギーにおける再生可能エネルギー占有率の向上に当たっては、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を進めていくことが重要と考えています。
- (2) 一方で、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地において、地域環境への影響や災害誘発、設備の廃棄等に対する地域住民の懸念が指摘されている状況にあります。
- (3) このような状況を踏まえ、本市における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業の適切な推進と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって秩序ある脱炭素化と良好な地域環境の確保を図ることを目的とする条例を制定するものです。

2 条例制定にあたっての基本的な考え方

- (1) 市の責務として、再生可能エネルギーを活用する事業を地域脱炭素化のための公益的施策と位置づけ、地域の自然的及び社会的な条件に適した再生可能エネルギー事業の促進を図り、もって良好な自然環境及び生活環境との共生に努めることを規定し、事業者の責務として、適正な再生可能エネルギー事業の実施と市の施策への協力を規定しています。
- (2) 発電出力の合計が10キロワット以上（建築物の屋根・屋上設置は除く）となる太陽光発電設備の設置事業（以下「設置事業」という。）を対象とし、当該事業の計画について、市への事前協議を義務付けます。
事前協議においては、計画内容を確認し、必要に応じて指導又は助言を行います。
- (3) 事業者は、近隣関係者に対し、事業計画の内容を事前公開し、また、事前説明を実施し理解促進に努めるものとします。
- (4) 事前協議を終えた事業者にあつては、市に対し、当該事業計画にかかる届出書及び事前説明実施の記録書の提出を義務付けます。また、計画内容の変更及び事業を廃止する際の届出、さらに、設置事業にかかる情報の掲示及び適正な維持管理を義務付けます。
- (5) 市は、事業者に対し、適宜、勧告及び立入調査の実施、報告及び資料提出を求めることができます。なお、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、事業者の氏名、住所並びに勧告内容を公表します。

3 条例案の骨子

- (1) 適用の範囲＜第4条関係＞
発電出力の合計が10キロワット以上（建築物の屋根・屋上設置は除く）の設置事業
- (2) 事前協議、事前説明等の実施及び届出＜第5条～第8条関係＞
設置工事着手前の手続きとして、事業者に以下のことを求める。
 - ① 市に対する事前協議の実施、終了通知の交付（確認項目※に基づく事業計画内容の確認。適宜、事業者に対する指導・助言の実施、協議終了通知の交付）
※ 確認項目としては、環境保全措置、防災措置、安全確保措置、廃止後の措置等を規則で規定する。

(様式2)

② 近隣関係者に対する事業計画内容の事前公開及び事前説明等の実施（事業計画内容について、事業区域内での標識掲示による事前公開及び事前説明を実施し、理解を促進。事前説明の実施後は、市に対し実施結果を報告。）

③ 事前協議及び事前説明終了後、市に対し、設置事業に関する届出書及び事前説明実施結果報告書を提出（設置工事着手の30日前までに）

(3) 設置事業等関連<第9条～第12条関係>

事業計画の変更届出、設置事業情報の掲示、設備の適正管理、事業廃止の届出について、以下のとおり求める。

① 市に対する事業計画の変更届出の提出。事業者の氏名及び住所変更の場合は、変更後の事業者が届出を行う。

② 事業実施期間中における設置事業情報の掲示（事業区域内に掲示）

③ 設備及び事業区域の適正管理による災害防止及び環境保全

④ 事業廃止時における廃止届出の提出（廃止しようとする日の30日前まで）。廃止完了（設備の解体、撤去の適正実施）時には、完了届出の提出（廃止完了から起算して30日以内）

(4) 勧告、公表の措置<第13条・第14条関係>

市は事業者に対し、以下の措置を採ることができる。

① 勧告及び立入調査の実施。適宜、報告や資料提出を求める。

② 勧告に従わないときの公表（事業者名及び住所、勧告内容）。

(5) 付則

令和5年7月1日から施行します

4 審議経過

令和4年度第2回京丹後市美しいふるさとづくり審議会（令和4年12月23日開催）において審議及び意見照会を行いました。

5 参考資料

【資料1】京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）解説

【資料2】京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）手続きフロー図